

上田市地域防災計画 震災対策編

新旧対照表

令和4年3月

頁	新	旧	修正理由・備考				
9	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="181 288 1010 352"> <tr> <td data-bbox="181 288 371 352">(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td data-bbox="371 288 1010 352"> 災害ボランティアに関すること 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること </td> </tr> </table>	(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 288 1928 352"> <tr> <td data-bbox="1077 288 1267 352">(社福)長野県社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1267 288 1928 352"> 災害ボランティアに関すること </td> </tr> </table>	(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること	修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること 災害派遣福祉チーム (DWAT) に関すること						
(社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること						

頁	新	旧	修正理由・備考
18	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p>	<p align="center">第1節 地震に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
19	<p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。 <u>ウ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> (2) 建築物等の安全化 オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 (3) ライフライン施設の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。 <u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容 2 地震に強いまちづくり (1) 地震に強い都市構造の形成 イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。 (2) 建築物等の安全化 オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。 (3) ライフライン施設等の機能の確保 ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。 特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
20	<p>(6) 災害応急対策等への備え エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 <u>ク 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>	<p>(6) 災害応急対策等への備え エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。 また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 キ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)
23	<p align="center">第3節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	<p align="center">第3節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
23	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) <u>災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</u></p> <p>(3) <u>応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(2) <u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。</u></p> <p>(3) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
24	<p>5 業務継続性の確保</p> <p><u>災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u></p> <p>(1) <u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</u></p> <p>(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p> <p><u>(3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</u></p>	<p>5 業務継続性の確保</p> <p><u>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u></p> <p>(1) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。</p> <p>(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
31	<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(12) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>ウ <u>災害時</u>の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</p>	<p style="text-align: center;">第6節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 水防計画</p> <p>(12) 水防訓練の実施(年1回以上)</p> <p>ウ <u>発災時</u>の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
32	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、<u>災害時</u>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。</p> <p>このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者(とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。))を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、<u>災害時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、<u>災害発生時</u>には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。</p> <p>このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者(とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。))を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>5 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、<u>災害発生時</u>に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
3 2	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また地域防災計画において、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき</u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 避難行動要支援者に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</p> <p>ア 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したもとなるよう、定期的に更新する。</p> <p>なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
3 3	<p>(3) <u>個別避難計画作成の努力義務</u></p> <p>市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したもとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。</u></p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、<u>条例の定めにより、あらかじめ</u>避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(5) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>(6) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</p> <p>(7) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者が円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の提供</p> <p>市は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者となる者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>(4) 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。</p> <p>(5) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者の移送計画</p> <p>市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者が円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
3 4	<p>(8) 個別避難計画の事前提供 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(9) 避難行動要支援者への配慮 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(10) 地区防災計画との調整 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>第3 計画の内容 2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、災害時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p> <p>(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備 県及び市町村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。</p>	<p>第3 計画の内容 2 在宅対策 (1) 指定避難所の整備 市及び県は、災害発生時において指定避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(3) 応援体制及び受援体制の整備 市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
3 5	<p>(5) 緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(8) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>(4) 緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。</p> <p>(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。</p> <p>(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。</p> <p>(7) 支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
35	<p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、市は、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>また、市は、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
36	<p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。</p> <p>また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>(7) 要配慮者利用施設が実施する対策</p> <p>エ 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。</p> <p>また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
37	<p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。</p> <p>また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p>	<p>キ 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策</p> <p>(4) 応援体制及び受援体制の整備</p> <p>市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。</p> <p>また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
41	<p style="text-align: center;">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) <u>県及び市は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。</u></p> <p>(2) <u>地域振興局及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難収容活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考								
4 2	<p>(5) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア 避難情報の発令を行う基準及び伝達方法 (避難情報については、第3章第12節を参照)</p> <p>(6) 避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p>	<p>(2) 避難計画の作成 次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。 ア 避難勧告・避難指示(緊急)を行う基準及び伝達方法 (避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始については、第3章第12節を参照)</p> <p>(3) 要配慮者対策 要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生児童委員、社会福祉協議会、地域住民、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。 ア 所在、援護の要否等の状況把握 イ 配慮すべき個々の態様 ウ 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備 エ 災害時の安否の確認 オ 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画 カ 情報提供手段 キ 配慮すべき救護・救援対策 ク 地域の支え合いによる支援協力体制 特に、要配慮者利用施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。</p>	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)</p>								
4 3	<p>(7) 帰宅困難者等対策 (8) 住民が実施する計画</p> <p>2 避難場所等の確保 (1) 第一次避難場所</p> <table border="1" data-bbox="181 890 1021 1027"> <tr> <td>初期避難場所</td> <td>隣組程度が避難できる規模の空き地等。</td> </tr> <tr> <td>第一次避難場所</td> <td>自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。</td> </tr> </table> <p>(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所(第二次避難場所) 市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。 ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。 イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで原則として、避難収容を行わないものとする。</p>	初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。	第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。	<p>(4) 帰宅困難者等対策 (5) 住民が実施する計画</p> <p>2 避難場所等の確保 (1) 第一次避難場所</p> <table border="1" data-bbox="1077 890 1917 1027"> <tr> <td>初期避難場所</td> <td>隣組程度が避難できる規模の空き地等。</td> </tr> <tr> <td>第一次避難場所</td> <td>自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。</td> </tr> </table> <p>(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所(第二次避難場所) 市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。 ア 指定緊急避難場所は、地震時に一時的に身の安全を確保する校庭や広場などである。車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。 イ 指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に収容する施設である。地震時は、施設の安全が確保されるまで避難収容を行わないものとする。</p>	初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。	第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。	<p>修正理由・備考 国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。										
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。										
初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。										
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。										

頁	新	旧	修正理由・備考
4 4	<p>(4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。</p> <p>(5) 指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「指定避難所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。</p> <p>(6) 指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。</p> <p>なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。</p> <p>(7) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(8) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p>	<p>(4) 次に掲げる事項に留意のうえ、指定避難所、避難路の指定を行うものとする。</p> <p>ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定避難所(避難路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。</p> <p>イ 指定避難所(避難路)の安全性に特に配慮すること。</p> <p>ウ 定められた指定避難所(避難路)が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難所(避難路)をあらかじめ決めておくこと。</p> <p>エ 開設の基準を明確にすること。</p> <p>オ 指定緊急避難場所の避難地、避難施設の使い分けを明確にすること。</p> <p>カ 民間施設を指定避難所として指定すること。</p> <p>キ 上記をもとに、指定避難所の適正配置について十分留意すること。</p> <p>(5) 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておくものとする。</p> <p>(6) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(7) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p> <p>(8) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
4 5	<p>(9) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(11) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p> <p>(2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設においては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることが想定される施設においては、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>(5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>(6) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>(9) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(10) 指定された指定避難所又はその近所で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(11) 指定避難所(避難路)の住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(12) 要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>また、指定避難所内の一般スペースでは生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。</p> <p>なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(13) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における要配慮者の緊急受け入れなどについて、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(14) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に指定緊急避難場所として整備を図るものとする。</p> <p>(15) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)「長野県避難所TKBスタンダード」等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(16) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(17) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(18) 他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
4 5	<p>(7)市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>(8)市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。</p> <p>(9)指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。</p>	<p>(19)市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(20)市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
4 6	<p>(10)避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>(11)指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>(12)テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。</p> <p>(13)指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド(以下「段ボールベッド等」という。)パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(14)避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</p> <p>なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(15)医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(16)公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。</p> <p>(17)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(18)マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>(19)指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(20)指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(21)安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p>		

頁	新	旧	修正理由・備考
47	<p>(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>4 住宅確保体制の整備</p> <p>5 学校における避難計画</p>	<p>3 住宅確保体制の整備</p> <p>4 学校における避難計画</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
48	<p>(4) 避難誘導(教育委員会)</p> <p>(工) 登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする</p> <p>6 在宅避難者等の支援</p>	<p>(4) 避難誘導(教育委員会)</p> <p>(工) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする</p> <p>5 在宅避難者等の支援</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
51	<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
55	<p>第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進</p> <p>市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p>第16節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(3) 化学的な消火、防災資機材の整備促進</p> <p>市は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。</p> <p>また、危険物施設の管理者に対し、発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
65	<p>第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p> <p>(3) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。</p>	<p>第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 文化財</p> <p>市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。</p> <p>(2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正)</p>
67	<p>第28節 河川施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ダム施設災害予防</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 災害の発生するおそれのある場合は、迅速かつ適切な避難情報の発令を行えるよう基準及び伝達方法等を確立する。</p>	<p>第28節 河川施設等災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ダム施設災害予防</p> <p>(1) 実施計画</p> <p>ア 災害の発生するおそれのある場合は、迅速かつ適切な避難勧告、または指示を行えるよう基準及び伝達方法等を確立する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
	<p>第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が不足する施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p>	<p>第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模地震により農業用ため池が被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、下流域の人家や公共施設等に甚大な被害が生じるおそれがある。</p> <p>このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が不足する施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
68	<p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、優先して対策に取り組む。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p><u>防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「<u>防災重点ため池</u>」を優先して対策に取り組む。</p> <p>2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</p> <p>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。<u>また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p>	<p>長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
74	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害時</u>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害発生時</u>には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
75	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(7)住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p><u>(8)大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(9)地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>災害時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(7)住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して<u>発災時</u>における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																								
85	<p align="center">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="181 288 1016 456"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局	<p align="center">第1節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容 3 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 288 1912 456"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市</td> <td>上田地域振興局</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査機関	協力機関	概況速報	市	県関係現地機関	人的及び住家の被害	市	上田地域振興局	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>
調査事項	調査機関	協力機関																									
概況速報	市	県関係現地機関																									
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																									
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局																									
調査事項	調査機関	協力機関																									
概況速報	市	県関係現地機関																									
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局																									
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示等避難状況	市	上田地域振興局																									
91	<p align="center">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。</p> <p>なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。</p> <p>また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。 災害時に速やかな応援体制を整える。 	<p align="center">第3節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮するものとする。</p> <p>また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>																								
93	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p>	<p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援</p> <p>応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)</p>																								

頁	新	旧	修正理由・備考
93	<p>イ 要請を待たない自主的出勤等 (ア) 情報収集及び応援体制の確立 市、県、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p>	<p>イ 要請を待たない自主的出勤等 (ア) 情報収集及び応援体制の確立 市、県、公共機関及びその他事業者(以下「応援側」という。)は、大規模地震等の発生を感知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等(以下「要請側」という。)から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
94	<p>3 受援体制の整備 (2) 実施方針 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。 さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。 ア 市の災害応急対策活動との調整 イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携 ウ 復旧作業にあたって重機等の確保 エ ライフライン関係機関の派遣部隊の受入先の確保</p>	<p>3 受援体制の整備 (2) 実施方針 円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。 さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。 ア 市の災害応急対策活動との調整 イ ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携 ウ 復旧作業にあたって重機等の確保 エ ライフライン関係機関の派遣部隊の受入先の確保</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
103	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 避難情報を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難情報 (1) 基本方針 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難情報を発令し伝達する。 避難情報を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難情報を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難収容及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次の実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示(緊急)、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 避難勧告、避難指示(緊急)の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。</p> <p>第3 活動の内容 1 避難勧告、避難指示(緊急) (1) 基本方針 地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示(緊急)を行う。 避難勧告・避難指示(緊急)を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示(緊急)を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考																																																				
104	<p>(2)実施計画 ア 実施機関 (ア)関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="174 261 1070 571"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。 <u>(ウ)県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</u></p> <p>イ <u>高齢者等避難、避難指示</u>の意味 (ア)「<u>高齢者等避難</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<u>高齢者等の要配慮者及びその支援に当たる人</u>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 (イ)「<u>避難指示</u>」 <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。</u></p> <p>ウ <u>避難指示</u>及び報告、通知等 (ア)市長の行う措置 a <u>避難指示</u> <u>災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難指示</u>を行うものとする。</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<p>(2)実施計画 ア 実施機関 (ア)関係機関が実施すべき事項</p> <table border="1" data-bbox="1108 261 1935 571"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>避難勧告</u></td> <td>市長</td> <td><u>災害対策基本法第60条</u></td> <td><u>災害全般</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><u>避難指示(緊急)</u></td> <td>市長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、収容</td> <td>市長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ)知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)</u>の意味 (ア)「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する<u>者</u>には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 (イ)「<u>避難勧告</u>」 <u>その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u> (ウ)「<u>避難指示(緊急)</u>」 <u>被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p>ウ <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び報告、通知等 (ア)市長の行う措置 a <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に<u>避難の指示、勧告</u>を行うものとする。</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	<u>避難勧告</u>	市長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>	<u>避難指示(緊急)</u>	市長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般	指定避難所の開設、収容	市長			<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																				
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																				
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																				
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	警察官	災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
指定避難所の開設、収容	市長																																																						
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																				
<u>避難勧告</u>	市長	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>																																																				
<u>避難指示(緊急)</u>	市長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																				
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																				
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	警察官	災害対策基本法第61条↓警察官職務執行法第4条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
	自衛官	自衛隊法第94条	洪水及び地すべり災害全般																																																				
指定避難所の開設、収容	市長																																																						
105	<p>(エ)警察官の行う措置 a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<u>避難情報</u>の発令を促す。</p>	<p>(エ)警察官の行う措置 a 指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、<u>各</u>警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、<u>避難勧告等</u>の発令を促す。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>																																																				

頁	新	旧	修正理由・備考
106	(e) 避難のための 指示 を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。	(e) 避難のための 勧告、指示 を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)
107	<p>工 避難情報発令の時期 地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。 <u>なお、避難情報を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>オ 避難情報の内容 <u>避難情報を発令する際は、次の事項を明確にする。また、避難情報の伝達についても同様とする。</u></p> <p>カ 住民への周知 (ア) 避難情報の発令を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の発令者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(オ) 市及び県は、<u>災害情報共有システム(Ｌアラート)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 避難情報をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。</u></p>	<p>工 避難勧告、避難指示(緊急)の時期 地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発令する。</p> <p>オ 避難勧告、避難指示(緊急)の内容 <u>避難勧告、避難指示(緊急)を行うに際して、次の事項を明確にする。</u></p> <p>カ 住民への周知 (ア) 避難勧告、避難指示(緊急)を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(オ) 市及び県は、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等</u>を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)
108	<p>ク 市有施設における避難活動 災害時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。 (イ) 避難情報が発令された場合、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定 (2) 実施計画 ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	<p>ク 市有施設における避難活動 地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。 (イ) 避難勧告及び避難指示(緊急)は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p> <p>2 警戒区域の設定 (2) 実施計画 ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)
109	<p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難情報を発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。</p>	<p>3 避難誘導活動 (1) 基本方針 避難勧告、避難指示(緊急)を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正等)

頁	新	旧	修正理由・備考
110	<p>4 避難所の開設 (2)実施計画</p> <p>ウ <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。その際、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。</u></p> <p>エ <u>要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>オ <u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>カ <u>指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。その際、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 指定避難所の運営 (2)実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>避難者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>4 避難所の開設 (2)実施計画</p> <p>ウ 要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、<u>民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>エ 指定避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、指定避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。</p> <p>5 指定避難所の運営 (2)実施計画</p> <p>ウ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、<u>被災者</u>に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>被災者</u>が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
111	<p>エ <u>避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド等、パーティション</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>キ <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>ク 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ケ <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>コ <u>災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>サ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>エ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>カ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、<u>簡易ベット等の活用状況</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>キ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>ク 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、<u>旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u></p> <p>ケ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
112	<p><u>シ</u> 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p><u>ス</u> 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p><u>セ</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>ソ</u> 市は、<u>ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし</u>、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>タ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p><u>チ</u> やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>ツ</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p><u>テ</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>ト</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p><u>コ</u> 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。</p> <p><u>サ</u> 市立学校における対策（教育委員会）</p> <p><u>シ</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p><u>ス</u> 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。</p> <p><u>セ</u> 市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。</p> <p><u>ソ</u> やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>タ</u> 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p><u>チ</u> 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p><u>ツ</u> 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>
113	<p>6 <u>広域避難及び広域一時滞在</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在については</u>、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 広域避難の対応</u></p> <p><u>(ア) 協議</u></p> <p><u>災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p> <p><u>(イ) 実施</u></p> <p><u>あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 避難者への情報提供</u></p> <p><u>避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 広域一時滞在对応</u></p> <p><u>(ア) 協議</u></p> <p><u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</u></p>	<p>6 <u>広域的な避難</u>を要する場合の活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は</u>、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>イ 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。</u></p> <p><u>ウ この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。</u></p> <p><u>エ 避難者を受け入れる市町村は、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。</u></p> <p><u>オ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（文言の追加・修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
114	<p><u>(イ) 広域的避難収容活動の実施</u> <u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p>		<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(文言の追加・修正)</p>
118	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、<u>住民が適切に避難行動を行えるように、避難情報の発令等を行う。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>ウ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第28節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な土砂災害が急迫している状況において、<u>市が適切に住民の避難指示(緊急)の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>ウ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示(緊急)が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>2 地すべり応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示(緊急)が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>
119	<p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア <u>警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難情報の発令・伝達</u>等の措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 がけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難情報の発令・伝達</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、<u>避難情報</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難情報が発令された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>3 土石流対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 適時適切に<u>避難勧告</u>等の措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示(緊急)が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p> <p>4 がけ崩れ応急対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>等の処置を講じるものとする。</p> <p>エ 災害の危険性が高まり、<u>避難指示(緊急)又は避難勧告</u>の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</p> <p>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、<u>避難勧告、避難指示(緊急)が出された</u>場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正(災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
121	<p align="center">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 3 文化財 (2) 実施計画 ア 市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。 イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。 ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。</p>	<p align="center">第29節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容 3 文化財 (2) 実施計画 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正 (令和元年東日本台風災害等を踏まえ、文化財の被災に係る対策について修正)
124	<p align="center">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 [建築物関係] ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。 (ア) 応急危険度判定士の派遣要請 (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定 (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保 (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保 イ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとるものとする。 ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p>	<p align="center">第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 [建築物関係] ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。 (ア) 応急危険度判定士の派遣要請 (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定 (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保 (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保 イ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)
125	<p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 ア [危険物関係] (イ) 災害時における連絡 危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。</p>	<p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 ア [危険物関係] (イ) 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
126	<p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、避難情報の発令・伝達等の必要な措置をとるものとする。</p>	<p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (2) 実施計画 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (災害対策基本法の改正に伴う文言の追加・修正)

頁	新	旧	修正理由・備考
127	<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。 2 実施計画 (1) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。 (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容 (1) 基本方針 あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。 ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。 (2) 実施計画 ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。 イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p>	長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
129	<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)
130	<p>第3 活動の内容 2 応急教育計画 (2) 実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。</p>	<p>第3 活動の内容 2 応急教育計画 (2) 実施計画 ア 市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。</p>	国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正 (文言の追加・修正)